

事業群評価調書(令和4年度実施)

基本戦略名	3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る	事業群主管所属・課(室)長名	教育庁 学芸文化課	日高 真吾
施策名	5 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化	事業群関係課(室)		
事業群名	② 伝統文化の継承と文化財の保存・活用	令和3年度事業費(千円)	※下記「2. 令和3年度取組実績」の事業費(R3実績)の合計額	367,404

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チェンジ&amp;チャレンジ2025 本文)</p> <p>文化財を観光やまちづくり分野に生かしつつ、文化財継承の担い手を確保していくことが求められています。このため、文化財の保存・活用に努め、地域総がかりで取り組んでいく体制づくりを進めていきます。</p>		<p>(取組項目)</p> <p>i)「長崎県文化財保存活用大綱※1」により、市町が具体的なアクションプランを作成するなど、地域と一丸となって取り組む保存・活用事業の推進                  ii)次世代への日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間※2」等の事業の実施                  iii)文化財の適正な保存管理とその活用の促進</p> <p>※1 長崎県文化財保存活用大綱:文化財保護法に基づき、県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県内の各種取組を進めていく上で共通の基盤となるもの                  ※2 長崎県の文化財公開月間:毎年11月を基本として、県内の文化財の情報発信を集中的に行い、県民の地域の歴史・文化に対する理解・関心の深まりと文化財保護意識の醸成を図る取組</p>							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	<p>(進捗状況の分析)</p> <p>令和3年度は、国の文化財として登録有形文化財1件が新たに指定され、県の文化財として有形文化財4件、計5件の文化財の指定等を行った。</p> <p>○国登録有形文化財 1件                  ・観潮橋(佐世保市)                  ○県指定有形文化財 4件                  ・樋口橋(佐世保市)                  ・沖ノ神嶋神社伝世陶磁器(小値賀町)                  ・紙本著色永覚元賢像(長崎市)                  ・壹岐安国寺の中世文書(壹岐市)                  ※解除 国登録 1件                  ・江崎べっ甲店(長崎市)</p>
	国や県の指定等となった文化財の数	目標値①	691件	695件	699件	703件	707件	707件(R7)	
	実績値②	683件(R元)	695件					進捗状況	
		達成率②/①	100%					順調	

2. 令和3年度取組実績(令和4年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和3年度事業の成果等	
				R2実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R2目標	R2実績		達成率
				R3実績					R3目標	R3実績		
				R4計画					R4目標	R4実績		
事業実施の根拠法令等			事業対象									
事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業(公共、研究等)									
所管課(室)名												
取組項目 i ii	○	1	文化財調査管理費	84,377	77,157	29,340	次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成の推進のため、新型コロナウイルスの感染防止に努め、「長崎県の文化財公開月間」を実施するとともに、県内文化財の保存・活用の推進のため、文化財の整備への助成を実施した。	【活動指標】	数値目標なし	20	—	<p>●事業の成果</p> <p>・「長崎県の文化財公開月間」の実施により、次世代へ伝統文化、地域芸能を継承していく機運醸成が図られるとともに、県内文化財の整備への助成により、文化財の保存・活用の推進が図られた。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与</p> <p>・貴重な文化財の次世代への確実な継承が図られ、文化財の国・県の指定等に向けた保存・活用の推進が図られた。</p>
				56,230	54,966	18,307		長崎県の文化財公開月間のイベントの開催回数(回)	数値目標なし	26	—	
				270,946	86,282	19,971		【成果指標】	数値目標なし	79,807	—	
			S47-	文化財保護法第3条、第182条 長崎県文化財保護条例第11条 銃砲刀剣類所持等取締法第14条				長崎県の文化財公開月間の参加数(人)	数値目標なし	123,161	—	
学芸文化課	○	—	—	県民、国民								

取組項目 i iii	2	世界遺産保存整備事業	153,617	153,617	5,086	世界遺産関連の構成資産である文化財の保存・活用の推進のため、文化財の整備への助成を実施した。	【活動指標】 助成件数(件)	数値目標なし	21	—	●事業の成果 ・世界遺産関連の構成資産である文化財の所有者が計画した補助事業に対し補助し、文化財の保存・活用の推進に寄与した。	
			106,053	106,053	6,622			数値目標なし	19	—		
			99,856	99,856	6,529			数値目標なし				
		文化財保護法第3条、第182条 長崎県文化財保護条例第11条			【成果指標】	100	100	100%				
H19-			事業計画の達成率 (%)	100		100	100%					
学芸文化課			○	—	—	県民、国民		100				
取組項目 iii	○	重要遺跡情報保存活用 事業費	14,232	11,690	17,995	各種開発行為に伴う埋蔵文化財の予備調査、分布調査を実施した。 国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者が文化財保護の基礎的知識を習得するための基礎研修を実施した。	【活動指標】 文化財基礎研修の開催回数(回)	—	—	—	●事業の成果 ・基礎研修の開催により本県の文化財保護行政の推進に寄与するとともに、開発行為に伴う調査により、埋蔵文化財の適切な保護の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・基礎研修を実施することで、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当に対し文化財保護意識の醸成が図られた。	
			11,696	9,636	12,854			1	1	100%		
			27,224	18,298	17,667			1				
		文化財保護法第3条、第182条			【成果指標】	—	—	—				
	H14-			文化財基礎研修の参加者数(人)		80	75	93%				
	学芸文化課			○	—	—	県民、国民	80				
	○	4	埋蔵文化財センター管理 運営費	157,461	151,530	32,861	埋蔵文化財の適切な保護の推進のため、県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管、埋蔵文化財の普及啓発を実施した。	【活動指標】 遺物の保存処理点数(点)	130	238	183%	●事業の成果 ・県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管、埋蔵文化財の普及啓発の実施により、埋蔵文化財の適切な保護の推進が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・埋蔵文化財の適切な保存・活用により、文化財保護の推進に寄与した。
				154,709	149,242	28,823			130	198	152%	
				148,948	143,039	21,507			238			
			文化財保護法第3条、第182条			【成果指標】	183					
	H21-			保存処理機器等を活用した普及啓発事業参加者数(人)	164		105	64%				
	学芸文化課			○	—	—	県民、国民	185				
○	5	宗家文書修復・保存・整理 事業費	27,564	10,059	14,083	国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存・活用の推進のため、劣化の著しい資料や令和4年4月開館の対馬博物館での展示効果が高い資料などを優先して修理を実施した。	【活動指標】 修復した点数(点)	25	25	100%	●事業の成果 ・「対馬宗家関係資料」のうち損傷度の著しい冊子類及び開館後の対馬博物館での展示等を考慮し選定した記録類や絵図類の修理を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・「宗家資料」について適切な保存が図られたことで、文化財保護の推進に寄与した。	
			29,057	11,392	14,023			36	36	100%		
			29,646	11,461	10,753			16				
		文化財保護法第3条、第182条			【成果指標】	数値目標なし	—	—				
H2-			修復した宗家文書の公開(件)	数値目標なし		—	—					
学芸文化課			○	—	—	県民、国民	25					
6	「しまの遺跡の魅力」探 求事業費	8,568	4,250	12,127	国特別史跡「原の辻遺跡」の保存・活用の推進のため、国指定範囲の追加指定及び出土品の国重要文化財指定に向けた調査・研究と普及啓発を実施した。	【活動指標】	300	300	100%	●事業の成果 ・国指定範囲の追加指定及び出土品の国重要文化財指定に向けた調査・研究と普及啓発の実施により、国特別史跡「原の辻遺跡」の保存・活用の推進が図られた。		
		7,279	3,669	11,685			R2.3: 発掘調査面積 (㎡)	300	300		100%	
		15,344	7,977	19,203			R4-: 高校生への学習 支援(授業)の回数 (回)	4				
		文化財保護法第3条、第182条					【成果指標】	1	1		100%	
	H10-R6			R2.3: 原の辻遺跡の 学術的研究の推進 (発掘調査報告書の 刊行)(回)	1	1		100%				
学芸文化課			○	—	—	県民、国民	R4-: 埋蔵文化財に対する理解度(%)	80				

取組項目 iii	7	水中文化遺産保存活用推進事業費	2,380	1,489	10,517	水中文化遺産の保存・活用に資することを目的として、県内水中遺跡の分布調査を実施。また、水中文化遺産保護の担い手育成を目指し、水中考古学の体験講座を実施した。	【活動指標】				●事業の成果 ・陸上遺跡踏査の結果に基づき、対馬地区で5カ所の潜水調査を行った(宍道地区は潜水調査無し)。一連の調査結果に基づいて、宍道市郷ノ浦町にある加志神社前遺跡を新規の水中遺跡として周知した。
			4,431	2,549	6,913		水中遺跡の潜水調査件数(件)	3	5	166%	
		R3-7	文化財保護法第3条、第182条				【成果指標】				
		学芸文化課	○	—	—		水中遺跡等の新規登録の件数(件)	3	1	33%	
					県民、国民						

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 「長崎県文化財保存活用大綱」により、市町が具体的なアクションプランを作成するなど、地域と一丸となって取り組む保存・活用事業の推進	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の保存・活用についての取組を円滑かつ着実に実行していくためには、中長期的な視点に立った計画的な取組が求められている。</li> <li>・県においては、令和3年2月に「長崎県文化財保存活用大綱」を策定し、本県文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方向性を示したところ。</li> <li>・今後、未指定の文化財も含め、県内文化財の保存活用のためには、各市町において、「長崎県文化財保存活用大綱」を勘案し、各市町の「文化財保存活用地域計画」を策定することが求められている。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各市町に対し、各種会議や研修会等を通して、「文化財保存活用地域計画」の作成を促すとともに、市町が「文化財保存活用地域計画」を作成する際には、国や専門機関と連携しながら、必要な相談、助言及び調整を行う。</li> </ul>
ii 次世代への日本の伝統文化、地域の郷土芸能を継承していく機運を醸成するため、「長崎県の文化財公開月間」等の事業の実施	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財公開月間期間中に市町が実施する各種事業等は、「地域の文化財は地域で守る」という文化財の保護意識の醸成及び普及啓発のために有効な施策であり、今後、地域に密着した市町のさらなる取組の推進が重要である。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が取り組む事業等について、積極的に助言等を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用による県民への広報等を実施するなど、市町と緊密に連携しながら、文化財を大切に守り、次世代へ継承していく機運醸成の推進を図っていく。</li> </ul>
iii 文化財の適正な保存管理とその活用の促進	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財を守り、次世代へ確実に引き継いでいくため、今後とも、文化財の国・県指定を推進するとともに、定期的な巡視による文化財の適切な保全等を図る必要がある。</li> <li>・国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、損傷度の著しい資料から優先的に修復を進めているが、修復が遅れるほど資料の劣化が進み修復経費が高むことから、可能な限り早期の修復が必要である。</li> </ul>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財所有者や市町、専門研究機関等と連携した技術的、財政的支援について推進していく。</li> <li>・国指定重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復については、引き続き優先度の高いものから計画的な修復とその維持に努める。</li> </ul>

### 4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和4年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和4年度の新たな取組は「R4新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和5年度事業の実施に向けた方向性		
					事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 ii	○	1	文化財調査管理費 S47- 学芸文化課	令和3年2月に策定した「長崎県文化財保存活用大綱」に基づき、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」などの文化庁長官による認定等を引き続き、推進していく。 令和4年度から、「総事業費が1億円以上の事業」、かつ、「起債措置されている事業」について、国庫補助残(事業費-国庫補助額)のうち交付税措置相当額を除いた額に対して、県費を補助する制度とした。	①⑧	引き続き、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」などの文化庁長官による認定等を推進していく。 また、県内文化財の積極的な保存・活用を図っていくための、補助制度についても引き続き検討していく必要がある。	改善
取組項目 iii		2	世界遺産保存整備事業 H19- 学芸文化課	令和3年2月に策定した「長崎県文化財保存活用大綱」に基づき、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」などの文化庁長官による認定等を引き続き、推進していく。 令和4年度から、「総事業費が1億円以上の事業」、かつ、「起債措置されている事業」について、国庫補助残(事業費-国庫補助額)のうち交付税措置相当額を除いた額に対して、県費を補助する制度とした。	①⑧	引き続き、市町が作成する「文化財保存活用地域計画」などの文化庁長官による認定等を推進していく。 また、県内文化財の積極的な保存・活用を図っていくための、補助制度についても引き続き検討していく必要がある。	改善

取組 項目 iii	○	3	重要遺跡情報保存活用 事業費	—	—	各種開発行為に伴う埋蔵文化財の調査を実施することにより、引き続き、埋蔵文化財の適切な保護を図っていく。 また、国・県・市町の開発部局・文化財保護部局担当者の文化財保護意識の醸成を推進するため、文化財基礎研修を継続していく。	現状維持
			H14-				
			学芸文化課				
	○	4	埋蔵文化財センター管理 運営費	—	—	埋蔵文化財の適切な保護と普及啓発の推進を図るため、今後も、県内の埋蔵文化財の発掘・調査研究や、出土品の保存処理・収集保管、香崎市立一支国博物館と連携した普及啓発を推進していく。	現状維持
			H21-				
学芸文化課							
○	5	宗家文書修復・保存・整理 事業費	—	—	令和2年度から令和6年度までの第2期修理計画では、従来の日記類に加え、展示効果の高い資料や学術上注目される資料を修理対象として選定し、引き続き修復事業を実施していく。 また、令和4年4月開館の対馬博物館において、第1期修理(平成27年度～令和元年度実施)や維持管理行為の内容・成果などを公開するなど、引き続き対馬市とも連携を図りながら文化財の保存・公開・活用等を推進していく。	現状維持	
		H2-					
学芸文化課							
6	「しまの遺跡の魅力」探 求事業費	これまで行ってきた香岐での発掘調査に加え、対馬・五島などの 離島地区の遺跡を調査し、その成果について情報発信等を行うほか、 離島地区における巡回遺跡展や離島の高校生に対する出前 授業等を行う。	—	—	国特別史跡「原の辻遺跡」の保存・活用の推進のため、引き続き、国指定範囲の追加指定及び出土品の国重要文化財指定に向けた調査・研究と普及啓発を推進していく。また、有識者からなる原の辻遺跡調査指導委員会から、原の辻遺跡との関連がある対馬や五島で、更なる調査研究を促進するよう求められていることから、令和5年度以降も、対馬・五島地域における調査研究を実施する。 併せて、関連地域の県立学校との連携を図るため、調査研究の成果を還元し、県立学校の学びの機会と、学びの成果を発信する場の構築を図る取り組みを継続する。	現状維持	
							H10-R6
学芸文化課							
7	水中文化遺産保存活用 推進事業費	—	—	—	未周知の水中遺跡について、その所在と内容の把握を進めるため、引き続き、県内水中遺跡の分布調査を実施していく。また、令和5年度も松浦市鷹島において、全国の考古学を専攻する大学生等を対象とした水中考古学の体験講座を継続して開催することで、水中文化遺産保護の担い手育成を目指す。	現状維持	
							R3-7
							学芸文化課

注:「2. 令和3年度取組実績」に記載している事業のうち、令和3年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点